

# 白樺高原国際スキー場及びしらかば 2 in 1 スキー場 利用約款

## (目的)

### 第1条

- 1 白樺高原国際スキー場及びしらかば 2 in 1 スキー場（以下、当スキー場という）の来場者及び従業員、その他の関係者が楽しく集える場所としてあるがために、すべての利用者はこの約款に従ってください。
- 2 この約款に定めのない事項については、法令の定めるところにより、法令に定めのない時には一般の慣習によります。
- 3 一般の慣習に対して不明な点や疑義のある場合は、当スキー場への問い合わせ等により、確認や許可を取ってください。

## (利用方法)

### 第2条

- 1 当スキー場のスキーコース・ゲレンデは、上部から下部に滑走することを前提としており、止まる、曲がるなどのスピードのコントロールができる滑走具を着用して利用してください。
- 2 滑走具については、スピードコントロールができるようにエッジがついていることを前提とします。また、体や足に固定されていて、かつ流れ止めが施されていることを前提とします。流れどめだけの滑走具は不可とします。
- 3 アルペンスキー等の練習のために、滑走具を付けてスキーコース・ゲレンデを登る行為を除き、下部から上部へ駆け上ることを禁止します。クロスカントリースキーなどを履いて駆け上ることなどが該当します。
- 4 滑走可能な滑走具かどうかについてはスキー場が総合的な観点から判断します。新しいスノースポーツ用具・雪上滑走具については、利用可能かどうか、スキー場にお問い合わせください。

## (危険であることの告知、危険行為の禁止)

### 第3条

- 1 スキー場には下記のような様々な危険性があることを承知の上、自己責任において危険を回避してください。未成年の利用者に対しては、保護者等の責任において危険を回避してください。
  - (1) 雪・風・霧・倒木など、天候による危険
  - (2) ゲレンデ面の凹凸、ブッシュ、アイスバーンなどによる危険
  - (3) リフト、建物、降雪機、ポールなどの人工障害物による危険
  - (4) 他の利用者との接触等による危険
  - (5) 自らの行動や暴走行為などによる危険
- 2 スキー場は、滑走エリア、滑走禁止エリア、滑走危険エリアなどをポール、ネット等で表示します。利用者はその表示区分に従わなければなりません。
- 3 利用者が他人に対して、もしくは自らに対して危険行為を行っているとスキー場が判断した場合、リフト券などの利用上の権利をその時点から無効として退場いただきます。

## (その他の禁止行為)

### 第4条

- 1 すべての利用者は、他の利用者、従業員などに、傷つけたり、脅かしたり、迷惑に感じる行為をしないでください。
- 2 スキー場内、建物内、駐車場などにおいて、許可を受けずに、スキー指導等を含む営業行為、宗教活動等を禁止します。
- 3 すべてにおいて、スキー場が迷惑行為と判断した場合には、リフト券などの利用上の権利をその時点から無効として、退場いただきます。

## (当事者での問題解決、盗難等)

### 第5条

- 1 スキー場は事故防止などにおいて善良なる管理者の責を有していますが、利用者の事故については、パトロールによる初動救助やファーストエイド、事故報告書作成などを除き、当事者で問題を解決してください。
- 2 滑走用具の損傷、持ち物の盗難被害などは利用者の責任で対処してください。

## 附則

必要に応じて本約款を改定します。

制定・施行 令和7年11月1日

北佐久郡立科町芦田八ヶ野743  
しらかば高原株式会社